

子育て世帯への臨時特別給付金給付による子育て世帯支援

【予算額：779,578千円（国補助 10/10）】

支給対象児童数（見込み）：15,373人
 （児童手当受給者：11,516人、公務員受給者：1,110人、高校生受給者：2,747人）

●臨時特別給付金の給付に係る事業費 支給対象児童数（見込み）15,373人×5万円	768,650千円
●システム改修等に係る経費 臨時特別給付金システムの改修、データ抽出等の情報処理費用	6,948千円
●通知及びチラシ等の作成・送付等に係る経費 お知らせ通知等の郵送料、チラシ印刷費用等	1,762千円
●臨時特別給付金の支払に係る経費 口座振込手数料	990千円
●臨時特別給付金支給事務に係る経費 会計年度任用職員等の人件費	1,228千円

【お問合せ先】
 健康福祉部 子育て支援課
 ☎ 0265-22-4511 【内線5737】

1

子育て世帯への臨時特別給付金給付による子育て世帯支援

- ◇令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、臨時の特別給付金を支給します。
 ◇可能な限り早期に給付金が支給できるよう積極支給を実施するなどの取組を進めます。

- 支給対象児童
 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童の内、次①～③条件に該当する児童
 ①令和3年9月分の児童手当支給対象児童
 ②令和3年9月30日時点で高校生（保護者所得が児童手当支給対象水準であること）
 ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）
- 給付額
 ・対象児童1人につき5万円
- 支給手続き
 ・既に口座情報が確認できている支給対象者のうち、本給付金の支給要件の該当者に対しては、積極支給します。
 ※積極支給：申請不要で、市から支給申込を行い指定した期日までに受取拒否の申出が無ければ振込により支給します。
 以下、積極支給の対象となる方を「積極支給対象者」と言います。
 ・上記以外の支給対象者に対しては、申請に基づき支給します。
- 給付時期
 ・積極支給対象者（申請不要な対象者）
 通知発送日：令和3年12月8日（水）
 振込予定日：令和3年12月23日（木）～以降、毎週月曜
 ・申請が必要な対象者（高校生受給者など）
 案内発送日：令和3年12月13日（月）
 申請受付開始：令和4年1月4日（火）
 振込予定日：令和4年1月17日（月）～以降、毎週月曜
 申請受付期間：令和4年1月4日（火）～令和4年3月4日（金）

【お問合せ先】
 健康福祉部 子育て支援課
 ☎ 0265-22-4511 【内線5737】

2